

横福指第 322 号
令和 5 年（2023 年）1 月 25 日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る令和 4 年度運営推進会議等の
取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る令和 4 年度運営推進会議等の取扱いについて（令和 4 年 5 月 20 日横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長通知）」において通知しているところですが、外部評価機関による外部評価の実施方法等について、追加のうえ改めて通知します。（追加箇所は 4 から 6 になります。）

各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いします。

記

- 1 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）の実施について
 - ・原則、通常の会議形式ではなく、書面による報告及び意見聴取等を行い、実施方法、聴取した意見等、詳細な記録を残してください。当該記録の公表及び市への報告等は通常どおり行ってください。なお、事業所の判断により、通常の会議形式での実施も可能です。開催にあたりましては、十分に感染防止対策を講じてください。
 - ・資料等は、書面のみでも意見等が得られるよう記載、添付いただけますよう、ご協力をお願いします。
- 2 市職員の運営推進会議（介護・医療連携推進会議）への出席について
 - ・市職員の会議への出席は、書面による意見等の提出に代えさせていただきます。事前に資料等を市へ提出してください。また、書面による意見等の提出は、年度内 1 回とします。事業所におかれましては、市の職員に意見を求める時期を検討してください。
- 3 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）において行う外部評価について
（対象サービス）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、
看護小規模多機能型居宅介護
 - ・上記 1 及び 2 に準じます。
 - ・運営推進会議（介護・医療連携推進会議）において外部評価を行う事業所については、上記 2 の市からの意見等の提出は、外部評価実施時とします。

4 外部評価機関による外部評価について

(対象サービス) 認知症対応型共同生活介護

- ・令和4年度については、代替措置(※)による外部評価の実施も可とします。結果の公表及び市への提出等は通常どおり行ってください。
- ・実施方法、代替措置による場合の具体的な内容については、各外部評価機関とご相談ください。
- ・なお、令和5年度以降については、今後の感染状況を考慮しつつ、従来通りの取り扱いに戻すことを検討していることを申し添えます。

※代替措置例

- ・書類確認、事業所内の様子の確認について
従来、外部評価当日に評価機関が確認していた書類の提出や、事業所内の写真・動画等の提出により行う。
- ・ヒアリングについて
事前に質問項目の提示を受け回答するほか、必要に応じて電話及びメール等により行う。

5 外部評価の実施期間について

- ・外部評価の実施を延期又は中止した事業所において、令和5年4月末日までに実施した場合、令和4年度に外部評価を実施したものとみなします。

6 令和5年度の外部評価の実施回数の緩和について

(対象サービス) 認知症対応型共同生活介護

- ・令和5年度に限り、実施回数の緩和の要件について、以下のとおり取り扱うこととします。(下線部が通常と異なる部分です。)
 - ① 令和5年度の前5年間において継続して外部評価を実施していること。令和元年度から令和4年度までの外部評価については、代替措置により実施した外部評価で差し支えない。(運営推進会議における外部評価を除く。)
 - ② 令和4年度において実施した評価結果等を市に提出していること。
 - ③ 令和4年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。運営推進会議は、書面による開催でも差し支えない。
 - ④ ③の運営推進会議において、構成員に市の職員又は地域包括支援センターの職員(以下「市職員等」という。)が含まれており、かつ令和4年度において開催された運営推進会議に市職員等が1回以上出席(書面による意見聴取でも可)していること。
 - ⑤ 自己評価結果及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2, 3, 4, 6の実施状況(外部評価)が適切であること。
- ・緩和の申請の期限については、令和5年5月頃に別途お知らせします。